

建設コンサルタント業務等委託契約事項の運用基準 (制定案)

対象業務関係

建設コンサルタント業務等委託契約書は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱(平成21年4月1日大仙市訓令第7-1号)別表2第1欄に掲げる業務(建築関係建設コンサルタント業務を除く)を対象とする。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、解除及び疎明といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

第3条関係

- (1) 第1項の業務工程表の提出期限については、履行期間、業務の態様等によりこれに抛りがたい場合は、当該事情を勘案の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数とすること。
- (2) 第2項の修正の請求期限についても、(1)と同様の趣旨で運用すること。

第6条関係

第4項において、受注者が業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは、下請負届を提出することを義務付けた。ただし、設計図書等に定める簡易な業務の下請負については、提出を要しないこととした。

第14条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第15条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

第19条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第23条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第16条、第17条第5項、第18条、第19条第3項、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第37条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第16条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第17条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第18条においては、設計図書等の変更が行われた日、第19条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第20条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第37条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第24条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第16条、第17条第5項、第18条、第19条第3項、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第37条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の協議期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第16条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第17条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第18条においては、設計図書等の変更が行われた日、第19条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第20条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第21条第2項においては、発注者が履行期間の延長変更の請求を受けた日、第22条第2項においては、発注者が同条第1

項の請求を行った日、第37条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

- (4) 第3項の「発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合」とは、第16条、第18条、第19条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第37条第2項の規定に基づくものをいう。

第28条関係

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、損害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。
- (2) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。

第29条関係

第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第33条関係

- (1) 予定価格が130万円未満の場合は、この条を削除すること。
- (2) 第2項に規定する電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保証証書を、インターネットを通じて閲覧するために用いる保証契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。

第34条関係

前払金を支払わない場合は、この条を削除すること。

第35条関係

第3項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第47条関係

- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれること。

(2) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

第48条関係

(1) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第49条関係

(1) 第2項において、検査期間は遅延日数に参入しないこと。

(2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

附 則

この運用基準は、令和6年2月1日から施行する。